

まるっとすまいる大作戦 ログマーク使用の手引き

2024 年8月

北区福祉課・北区地域包括ケア推進会議

名古屋市北区では「まるっとすまいる大作戦」の愛称のもと進めている地域包括ケアの取組みをより多くの方々に知ってもらうために、「まるっとすまいる大作戦」ログマーク（以下「ログマーク」）を作成しました。

当手引では、ログマークを使用するときの注意点などをまとめました。

1 作成の主旨

「まるっとすまいる大作戦」とは、地域包括ケアシステムの概念を基盤とした地域共生社会「高齢者が最期まで自分らしく生活できるまち」の実現に向けた多様な取組みの愛称です。

今後、「まるっとすまいる大作戦」の取組みをより多くの方々に知っていただき、活動をもっと活性化するためにログマークを作成しました。

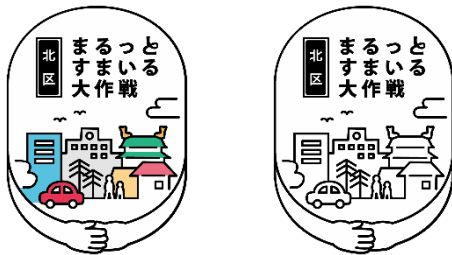
—ログマークの作成意図—

シンボルマークは、カラフルな色でまちのにぎやかさを表現しました。さまざまな用途で利用されることを想定し、背景に関係なく視認されやすくするために、ベースを白、アウトラインを黒で構成しています。

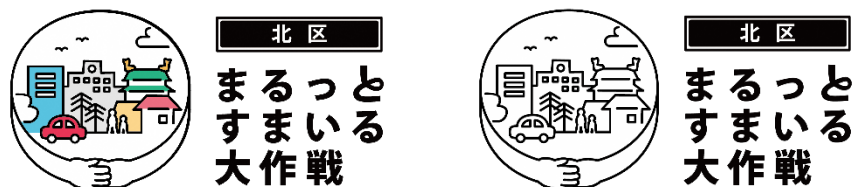
2 利用可能なログマーク

当手引きで対象とするログマークは、下記の4種です。

【シンボルマーク+ログマークー体型】



【シンボルマーク+ログマーク】



3 権利の帰属

ロゴマークの一切の権利は、名古屋市北区に帰属します。

4 使用条件

ロゴマーク使用についての条件は以下のとおりです。

- ・使用する者が、まるっとすまいる大作戦の関係者であること。
- ・名古屋市北区が提供する画像データを使用すること。

※画像データは、以下からダウンロードできます。

URL : <https://www.city.nagoya.jp/kita/page/0000176679.html>

※インターネットが利用できない方は、「8 お問い合わせ先」にご相談ください。

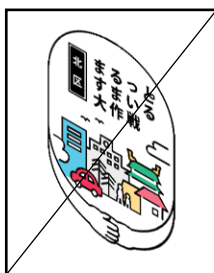
- ・使用料は無料。
- ・使用期限は特にありません。

5 使用にあたって禁止事項

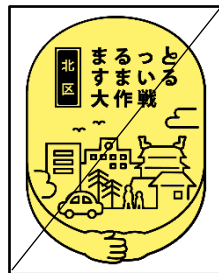
①以下に該当する場合（あるいは、該当する可能性がある場合）は、ロゴマークは使用できません。

- ・営利目的の使用。
- ・法令や公序良俗に反する。
- ・名古屋市北区の信用や品位を損ない、イメージを傷つけるおそれがある。
- ・名古屋市北区の事業及び関連事業を推進するうえで支障となる。
- ・青少年の健全育成にとって有害である。
- ・政治、宗教、思想等に関する活動での使用、また、特定の個人・企業・団体・民族などへの中傷や攻撃を助長するおそれがある。
- ・自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する。
- ・市が特定の個人・企業・団体、あるいは商品・サービス・活動などを支援・推奨・公認しているような誤解を招くおそれがある。
- ・その他、ロゴマークの本来の使用目的に鑑みて不適当である、など。

②ロゴマークのイメージを正しく効率的に伝えるために、下記のような方法は避けてください。



×変形



×色を変える



×書体を変える

6 使用例

以下のような、使用例を参考に、使用される方々の多彩なアイデアで、さまざまな場面で使われることを期待します。

＊使用可能な例＊

- ・名刺、パンフレット、リーフレットなどの一部に、まるっとすまいる大作戦の関係者であることを示すため、ロゴマークを掲載する。

7 その他の注意事項

- ・ロゴマーク使用によって生じる問題・トラブルなどについて、名古屋市北区は一切関知しません。

- ・ロゴマークを使用した作成物に関して、事故や苦情が発生したときには、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。

8 お問い合わせ先

ロゴマークについてのお問い合わせは、下記までお願いします。

名古屋市北区福祉課（地域包括ケア担当）

TEL：052-917-6575

FAX：052-914-2100

〒462-8511 名古屋市北区清水四丁目17番1号